

第5章 保存（保存管理）

第1節 保存の現状と課題

1. 現状

現在、下総国分寺跡で史跡として指定されているのは金堂跡・塔跡・講堂跡などの主要建物や関連施設などが確認された寺域の一部の範囲であり、史跡指定地以外については周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱われている。

下総国分寺跡の指定地の現状は境内地や墓地、畑地、広場、道路などで、現国分寺、宝珠院、個人、国、市川市の所有地となっている。史跡の管理団体は指定されておらず、各所有者が史跡指定地の管理を行っている。

主要伽藍のうち、金堂跡・塔跡・講堂跡は現国分寺の境内及び現国分寺と宝珠院の墓地内に所在する。金堂跡は現国分寺本堂の真下に位置し、基壇の範囲の一部が石杭で示されているが全体の範囲は現地には明示されていない。塔跡は表書院の北側から墓地にかけて位置し、金堂跡と同様に基壇の一部の範囲が石杭で示されている。講堂跡は西側半分が宝珠院、東側半分が現国分寺の墓地内に位置し、西側半分は昭和48年度に公有化されている。公有化された西側は切石等により基壇が復元されているが、東側の範囲は現地に示されていない。

附として追加指定された北下瓦窯跡は、東京外かく環状道路の用地と個人所有の住宅及び駐車場であったが、道路用地から除外され、個人所有地であった住宅及び駐車場部分は平成23年度に市川市が公有地化し、現在は更地となっている。2基の瓦窯跡は道路用地だった場所に位置し、同地は現在もNEXCO東日本及び独立行政法人高速道路保有・債務返済機構の所有である。瓦窯跡は発掘調査終了後に窯跡内に土のうが詰め込まれ、シートで覆われた状態が続いており、周辺を含めNEXCO東日本と市川市教育委員会が協力し管理している。

2. 課題

史跡指定地の現状は境内地や墓地、畑地、広場など多様な状況で、なおかつ地下に眠る遺構の保存状況や性格等についても様々である。そうした宗教活動や畑の耕作、建物や施設等の維持と史跡の適切な保存・管理を両立させていくためにも史跡の現況や遺構の状況を正確に把握し、それに応じた地区区分や地区ごとの保存の方向性を示すことが必要であった。

特に現状変更の取扱いについては保存・管理だけでなく、今後の活用・整備にも係るため、あらためて対象内容を精査し、取扱基準を定めることが重要になってくる。

同様に、境内地や墓地内に所在する主要伽藍の基壇は現状でその範囲が不明確な部分もあるため、今後基壇が毀損することのないよう、発掘調査などでその範囲を確認し、現地に基壇の範囲等を明示していくことも必要と考えられる。

北下瓦窯跡では、瓦窯跡の仮の埋め戻し状態が続いているため、保存・管理のための措置が必要とされている。近い将来において公有化が見込まれるため、公有化後速やかに保存・整備等が実施できるよう基本方針の策定等の準備を行っていくことが望まれている。

その一方で、下総国分寺跡で史跡に指定されている範囲は一部であるため、史跡の指定地外の取扱いが課題となっていた。現在、史跡の指定地外は周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱われ、

開発の事前の発掘調査は行われているが、住宅化が進み、追加指定が難しい状況である。今後も開発の増加が見込まれ、益々追加指定が困難な状況になることが予想される。そのため、史跡の指定地外も含めた保存の方向性や追加指定、公有化の方針を定め、今後史跡の目指すべき将来像を示すことが求められている。

第2節 保存の方向性

- 史跡の範囲を本質的価値や現状により地区区分を行い、状況に応じた保存を行う。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定されている下総国分寺跡の範囲は、現状では史跡の指定地外であるものの、古代の下総国分寺の寺域内であり、今後史跡への追加指定が見込まれるため、地区区分の対象として含め保存に努める。
- 史跡の現状や立地、遺構の性格などに応じた現状変更の取扱方針を定め、史跡を適切に保存・管理する。そのため、必要に応じて発掘調査などにより基壇等の範囲を正確に把握すると共に、未確認である中門などの施設を確認し保存に努める。
- 追加指定の方針を示し、下総国分寺跡全域の保存を目標とする。
- 史跡を将来に亘り保存するため、所有者の同意や関係者の理解を得ながら公有化を進め、追加指定された場合においても必要に応じて公有化を行う。

第3節 保存の方法

1. 地区区分

史跡の本質的価値を適切に保護・活用するために、本質的価値の諸要素からA～C区の3つの地区に区分し、さらにB区は公有化されている地区（B1区）とされていない地区（B2区）に分けて、保存（保存管理）の方法を定める。

また、今後の追加指定・公有化の可能性のある場所として、下総国分寺跡で史跡の指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地）の範囲をD区とする。

2. 地区の定義と保存の方法

①A区

金堂・塔・講堂の基壇など下総国分寺跡の中心的な建物跡が集中する地区で、現況は現国分寺の境内地と墓地、宝珠院の墓地などとなっている地区（昭和42年12月27日指定地）。

史跡の本質的価値である主要建物の基壇などを保存しつつ、宗教活動との両立に努める。現状変更では、遺構に影響を及ぼす行為は原則認めず、遺構を保存する。必要に応じて発掘調査を行い基壇等の遺構の正確な把握に努め、基壇の範囲を明示するなど、現地でも遺構の範囲がわかるよう工夫し、適切に管理する。また、必要に応じて公有化を行い、適切に遺構を保存する。

②B1区

下総国分寺の僧坊や大衆院と考えられる大規模な堀立柱建物群などが発見された地区で、既に公有化し、一部にパーゴラやベンチ、照明灯が設置され、今後も先行して整備等の実施が見込まれる地区（平成14年9月20日追加指定地の一部）。

現状変更は公共・公益上必要な範囲、又は史跡の価値の向上や保存管理に必要な行為は認めるが、遺構に大きく影響を与える行為は認めない。史跡の活用・整備においても遺構の保存に必要な措置を行ない、必要に応じて史跡の内容確認のための発掘調査を行う。

③B2区

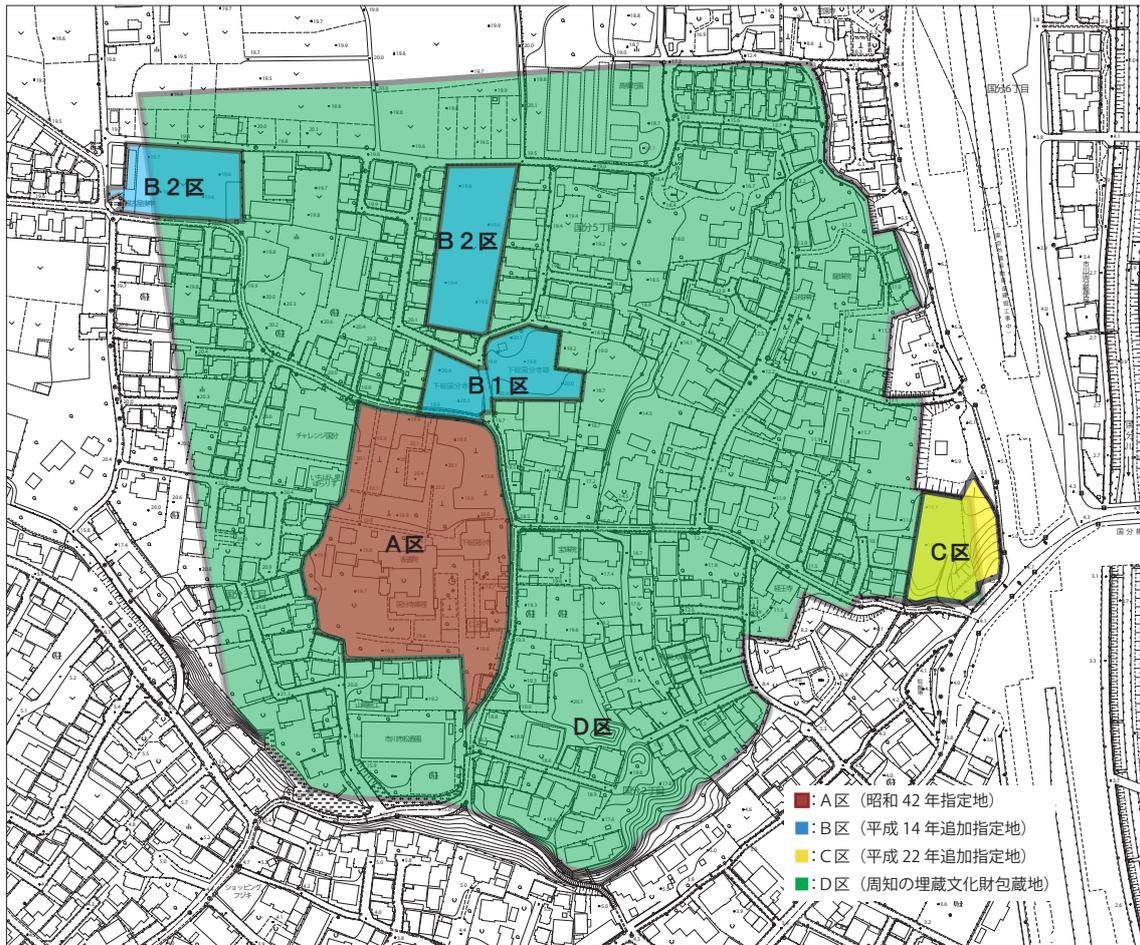
下総国分寺の関連施設が発見された地区で、個人所有の畑地となっている地区（平成14年9月20日追加指定地の一部）。

現状維持を原則とし、現状変更では遺構に大きく影響を及ぼす行為は認めない。また、必要に応じて公有化を行い、史跡の保存に努める。

④C区

北下瓦窯跡として追加指定された地区で、2基の瓦窯跡とその関連施設が発見された地区（平成22年8月5日追加指定）。現状は公有化して更地となっている部分と元々道路用地であった部分に分かれているが、今後の活用・整備等が見込まれる地区。

史跡の本質的価値である瓦窯跡などを適切に保存し、今後の活用・整備に応じた措置を実施する。現状変更は史跡の価値の向上や保存管理に必要な行為は認めるが、遺構に影響を与える行為は認めない。また、台地の縁辺から斜面地などにかけて立地していることから、災害等の影響も視野に入れ、必要な保護措置を行う。また、状況に応じて公有化や保存管理の体制を整備し、史跡を適切に保存する。



第31図 地区区分

(1/4,000)

⑤D区

下総国分寺の寺域内であるが、史跡の指定地外で、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地である下総国分寺跡として取扱われている地区。

土木工事等を行う場合は事前に発掘調査等を行うが、今後の追加指定や公有化が見込まれる地区のため、遺構の保存に努める。追加指定はD区全域を目標とし、優先順位を付けながら追加指定を目指す。追加指定を受けた場合はA～C区に分類し、現状変更の取扱いは各地区と同様の扱いとする。

3. 現状変更の取扱い方針及び基準について

(1) 現状変更設定の基本的考え方

文化財保護法第125条の規定に基づき、史跡指定地内において、建築物や工作物の新築・改修、土地の改変、樹木の伐採等、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可を受けなければならない。

現状変更の対象及び内容は多様であることから、許可申請に係る手続きを円滑化すると共に、史跡に影響を及ぼす行為を未然に防止するため、あらかじめ現状変更取扱基準を定める必要がある。

取扱基準の設定に当たっては、史跡の地域的独自性に鑑み、本質的価値の諸要素の性質から各地区の取扱方針と保存管理の方針・基準、共通の現状変更取扱基準を定めるものとする。

なお、現状変更取扱基準の表に項目が無い内容や疑問等がある場合は市川市教育委員会に問合せるものとし、必要に応じて事前の発掘調査や工事立会を行う。

(2) 各地区の現状変更等の取扱方針

①A区

下総国分寺跡の中心となる建物跡などが存在することから、原則として遺構に影響を及ぼす行為は認めないが、現在も宗教活動が営まれている地区であることから、史跡の保護と宗教活動の両立を図るため、事前に取扱基準に基づいた綿密な協議・打合せを行いながら進めるものとする。

主な対象：建築物、小規模建築物、工作物、土地、ガス管・水道管・下水道管、植栽、墓地、史跡の管理に必要な施設、発掘調査及び保存整備

②B1区

既に公有化されている地区で、将来の史跡公園としての整備が見込まれる。史跡の価値が向上する行為や保存管理に必要な行為のみを認めるものとするが、遺構に大きな影響を与える場合は認めない。

また、史跡の範囲内に敷設されている公道部分については、公共・公益上必要最低限の範囲について認めるものであるが、事業者や市の担当部署と事前に取扱基準に基づいた綿密な協議・打合せを行いながら進めるものとする。

主な対象：工作物、土地、ガス管・水道管・下水道管、植栽、道路、公園、史跡の管理に必要な施設、発掘調査及び保存整備

③B2区

主に所有者が畑地（生産緑地）として日常的に供用している地区のため、現状維持を原則とし、日常的な管理や畑地の耕作については現状変更の許可は不要とするが、果樹・植木の植替えや広範囲な植替えは許可を要する。その際は、遺構に影響を与えないことを条件に現状変更を認めるものとする。

また、D区で追加指定があった場合、多くが本地区区に分類されることが見込まれるため、現状変更の対象が多様になることが予想されるが、原則として遺構に影響を及ぼす行為については認めないものとする。

主な対象：建築物、小規模建築物、工作物、土地、ガス管・水道管・下水道管、畑、植栽

表3 各地区の保存管理の方針・基準

	A区	B1区	B2区	C区	D区
地区の遺構	主要建物	僧坊・大衆院	関連施設	瓦窯跡・工房跡	寺域内
主な現況	境内地・墓地	広場・道路	畑地	雑種地	住宅・畑
保存管理	現状変更の取扱い基本方針・取扱い基準に基づく取扱い。				周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱い。
現状変更の主な内容	建築物 小規模建築物	遺構への影響がなく、史跡の価値が向上する場合認める。			原則として認めない。
	工作物	遺構に影響がなく、価値や景観の保全に影響がない場合認める。			
	土地の改変	原則として認めない。			
	ガス・水道・ 下水管	公共・公益上必要で、遺構に大きく影響のない範囲で認める。			
	畑	-	-	現状維持が原則。植替え等は遺構に影響がない場合において認める。	-
	植栽	重要な遺構周辺の新たな植樹は原則として認めない。史跡整備に伴う植栽は遺構に大きく影響がなく、史跡の価値が向上する場合に限り認める。			
	墓地	重要遺構がない場所で、遺構に影響がない範囲で認める。	-	-	-
	道路	-	遺構への影響なく、史跡の価値が向上する場合認める。	-	-
	擁壁	-	-	-	遺構への影響や景観を配慮したうえで認める。
	公園	遺構に影響がない範囲で認める。			
	史跡の管理に必要な施設	遺構に大きく影響がない範囲で認める。			
発掘調査及び保存整備	発掘調査は目的を明確にしたうえで、適切な範囲で認める。保存・整備は十分検討したうえで認める。				
追加指定	-				優先順位を付けながら、全体の指定を目指す。
公有化	必要に応じて行う。	-	必要に応じて行う。	-	追加指定後、速やかな公有地化を目指す。
史跡の整備	主要建物の整備を目指す。	優先的に行う。	公有化後に行う。	公有化後、速やかな整備を目指す。	公有化後に行う。
発掘調査	史跡の保存・活用・整備に必要な場合に実施する。				主に開発の事前調査として実施する。

表4 現状変更の取扱基準

項目		取扱基準の内容（※1）	許可区分	
対象	変更の種別			
建築物	新築	原則として認めない。	文化庁	
	増築・改築	原則として認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には十分に協議し、例外的に認めることもある。	文化庁	
	維持管理	日常的な管理、軽微な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模修繕、内装ほか屋内諸設備の補修及び修繕）は現状変更の許可を要しない。	不要	
	除却	地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、認めるものとする。	建築から50年を経過したもの 建築から50年を経過していないもの 文化庁 市川市	
小規模建築物	新築	小規模建築物（※2）については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	土地の掘削や盛土などを伴うもの	文化庁
	増築・改築		土地の掘削や盛土などを伴わないもの	市川市
			建築から50年を経過したもの	文化庁
	除却		建築から50年を経過していないもの	市川市
建築から50年を経過したもの		文化庁		
工作物	設置	工作物（※3）については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	土地の掘削や盛土などを伴うもの	文化庁
	改修		土地の掘削や盛土などを伴わないもの	市川市
			建築から50年を経過したもの	文化庁
	除却		建築から50年を経過していないもの	市川市
建築から50年を経過したもの		文化庁		
土地	地形の改変	遺構の復元など、文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な改変は原則として認めないものとする。		文化庁
	維持の措置	以下の①～③は現状変更の許可を要しない。①史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。②史跡のき損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるとき。③史跡の一部がき損、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に当該部分を除去するとき。		不要
ガス管・水道管・下水道管	設置・改修	公共・公益上必要な場合は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	必要最小限度の規模を超える掘削	文化庁
			必要最小限度の規模の掘削	市川市
畑	営農	原則として現在の状態を継続するものとする。果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。また、地下遺構に影響を及ぼさない、日常的な畑作行為としての小規模な掘削は、現在の状態を維持する限り現状変更の許可を要しない。	果樹・植木植替え及び広範囲の植替え	文化庁
			現状を維持できる小規模な掘削	不要
植栽	植樹	重要な遺構周辺の新たな植樹は、遺構の保護上、崖線の法面保護や植生復元のための植樹を除き原則として認めない。ただし、史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう慎重に行なうことを図ったうえで、史跡の価値が維持向上する場合には限り認めるものとする。		文化庁
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したうえで認めるものとする。		市川市
墓地	新設・改修	主要建物の基壇上での新設は原則として認めないものとする。また、その他の場所についても重要遺構がないと認められた場合で、なおかつ地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	新たな掘削を伴うもの 過去の掘削範囲でおさまる改修など	文化庁 不要
	維持管理	地下遺構に影響を与えない墓地としての利用については、現状変更の許可を要しない。		不要
道路	新設・拡幅	原則として認めない。ただし、遺構の保存状況やその必要性などに応じて検討したうえで、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には限り認めるものとする。		文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要な施設の維持のための改修や道路の舗装、修繕などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認めるものとする。	土地の掘削や盛土などを伴うもの	文化庁
			土地の掘削や盛土などを伴わないもの	市川市
維持管理	日常的な管理・簡易な補修（※4）や破損・劣化による部分的な取替えは、現状変更の許可を要しない。		不要	
擁壁	新設・改修	遺構の保存に必要で、地下遺構への影響や周辺景観への配慮を検討したうえで認めるものとする。また、史跡の隣接地等においても、地下遺構に影響が及ぶ場合には同様の取扱いとする。	新たな掘削を伴うもの 過去の掘削範囲でおさまる改修など	文化庁 市川市
	維持管理	日常的な管理・簡易な補修は、現状変更の許可を要しない。		不要
公園	改修・修繕	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修や修繕などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認めるものとする。なお、新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて可否を判断する。	土地の掘削や盛土などを伴うもの 土地の掘削や盛土などを伴わないもの	文化庁 市川市
	維持管理	植栽の日常的な手入れ（※5）、照明灯・文化財説明板などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修については、現状変更の許可を要しない。		不要
史跡の管理に必要な施設	設置・改修	史跡の管理に必要な施設（※6）については、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。	必要最小限度の規模を超える掘削 必要最小限度の規模の掘削	文化庁 市川市
	維持管理	日常的な管理・簡易な補修は、現状変更の許可を要しない。		不要
発掘調査及び保存整備		遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存、整備等を行う場合には、その方法などを十分検討したうえで行うものについて認めるものとする。		文化庁
その他		上記に記載がない行為については、個別に協議することとし、地下遺構に影響のない範囲において認めるものとする。	新たな掘削を伴うもの	文化庁
			過去の掘削範囲でおさまるもの	市川市
			掘削を伴わないもの	不要

※1：疑問等がある場合は市川市教育委員会に問合せることとする。 ※2：階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のもの。 ※3：建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既存道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む。 ※4：路面の表層打換え・補修、街灯などの清掃・保守点検など。 ※5：古損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈など。 ※6：標識・説明板・境界標・囲さくその他の施設。

④C区

北下瓦窯跡地区で、将来的に見込まれる瓦窯跡の保存措置や整備等については十分検討するものとする。また、周辺の擁壁については史跡の指定地外であっても史跡の現状を維持する施設であることから、その改修等については遺構への影響や史跡の景観への配慮を検討するものとする。

主な対象：土地、植栽、擁壁、公園、史跡の管理に必要な施設、発掘調査及び保存整備

⑤D区

史跡の指定地外であるため周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱い、土木工事等を行う場合は、事前に文化財保護法第93条及び94条の規定に基づく届出及び通知、それに基づく発掘調査等が必要となる。発掘調査は文化財保護法第92条及び99条の規定に基づき実施するが、下総国分寺の寺域内であることから、追加指定の可能性があるため、遺構の保存に努める。また、追加指定を受けた場合は、A～C区に分類し、同様の取扱いとする。

4. 追加指定の方針

将来的には下総国分寺跡全域の史跡指定を目指す。D区で特に本質的価値を有する遺構又は同様の価値を有すると考えられる遺構が確認された範囲、又はそれらの広がりや推測される範囲について優先的に追加指定を目指す。また、遺構がない場合においても、儀礼の場など、重要となる空間については優先的に追加指定の候補に含め、空間の保存を図る。

これまでの発掘調査の成果により、現状ではD区の①～④が優先的に追加指定を進める候補と考えられる。

①主要施設

B1区の東側と西側に位置する範囲で、B1区で発見された区画溝や掘立柱建物群の広がりや確認及び想定される地域。現状は住宅・畑・駐車場。

②土橋・架橋施設・寺域北側の区画溝

塔跡の中軸延長上に位置する寺域の北側を区画する溝と土橋や架橋施設が確認され、寺域内外を往来する場所であったことが判明した地域。現状は畑地。

③寺域北西隅及び北側の区画溝

下総国分寺の寺域の北西隅であることを示す屈曲した区画溝が発見され、寺域の規模が概ね判明することになった地域。現状は畑地。

④関連施設

B2区の周辺で、掘立柱建物や竪穴建物などの関連施設が確認され、B1・2区との広がりからある程度のまとまった範囲の活用・整備が見込まれる地域。現状は住宅。

5. 公有化の方針

公有化は所有者の同意や関係者の理解を得ながら進めるとともに、ある程度まとまった範囲を公有化するなど、史跡の活用や整備を見据え、計画的に行う。

①A地区

現国分寺の境内地や墓地が中心であるため、開発等により史跡の本質的価値が失われるような状況ではなく、早急に公有化を進める場所ではないが、整備・活用に必要な場合など、所有者との調整を図りながら必要に応じて公有化を行う。

②B2区

現況は畑地で、開発等により史跡の本質的価値が失われるような状況ではないため、早急に公有化を進める場所ではないが、必要に応じて公有化を行う。

③C地区

今後、所有者と公有化などについて協議を進め、適切な保存・管理を行う。

④D地区

史跡の追加指定を受けた場合は、必要に応じて公有化を行う。